

<p>成年後見ニュース</p> <p>じゃがれたー</p> <p>No.22</p> <p>(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) =略称JAGA) が編集・発行するニュースレターです。</p>	発行日	平成26年3月31日
	発行	日本成年後見法学会
	発行人	理事長 新井 誠
	編集	広報委員会
	[委員長]	星野 美子
	[委員]	岩井 英典
		大輪 典子
		小嶋 珠実
		佐藤 米生
		冨永 忠祐
	長谷川秀夫	
	平岡 祐二	
	山口栄三郎	

巻頭言

成年後見事件の管轄について

早稲田大学 教授 田山 輝明

最近、家庭裁判所がパンク状態だというような話を聞く。テレビのニュース番組などでも見ることがある。どの程度深刻な状態であるのかはわからないが、離婚事件などの増加が原因だという見方もある。その種の事件を担当している弁護士さんが、最近、家庭裁判所では何しろ待たされるので参っている、という話をしていること等から判断するに、かなり深刻なのではないかと思う。

成年後見等開始審判が、家庭裁判所の管轄になっているので、成年後見法に関係している者としても、他人事ではない。全国の家庭裁判所で一律というわけではないが、専門部のような「センター」を設置して取り組んでおられ、最高裁判所の統計等を見る限り、事務は順調に処理されているようにも見える。

しかし、終結までの期間が短くなっている点を取り上げてみても、裁判所内の関係者の努力による面はあると思うが、たとえば、鑑定の実施割合が当初に比べて極端に減少している。成年被後見人等にとっては、行為能力を制限されるのであるから、「多分必要ないだろう」では済まされない事柄である。鑑定なしで早く終結すれば、統計上、事務処理は速やかに行われているように見える。ますます高齢化が進む社会にあって、裁判所が深刻な問題を抱えてしまってからでは遅いので、杞

憂に終わってもらいたいと願いつつ、以下のよう
な検討をお願いしたい。

解決策の1つとして、簡易裁判所が成年後見事件を管轄するようにしたらどうであろうか。一般的に言って簡易裁判所のほうが身近な裁判所であろう。そこに後見部を設けて、通称、後見裁判所と称するとよいであろう。

全面的な管轄の変更は無理であれば、従来どおり、家庭裁判所が申請を受理し、同裁判所が、諸般の事情を考慮して、その判断により、一部案件を簡易裁判所に移送できるようにしてはどうであろうか。専門職後見人の多くは司法書士等であるから、簡易裁判所であれば違和感はない。

ちなみに、ドイツでは、簡易裁判所に相当する区裁判所に世話裁判所がある(家族裁判所も)。この裁判所は各市に存在しており、市民にも身近な裁判所である。その世話部を「世話裁判所」とよんでいる。

日本では、戦後の親族法と相続法の改正にも関連して、憲法24条の趣旨をも汲んで、家事審判法が制定され、旧禁治産事件は審判事項とされ、家庭裁判所の管轄となった。成年後見事件も家庭裁判所の管轄になっているので、簡易裁判所が管轄する場合には、非公開とするなどの一定の配慮が必要となるから、法律改正が必要である。

《日独シンポジウム報告》

日本成年後見法制度・独世話法制度における医療行為と健康配慮

◆はじめに

2013年10月22日、TMI 法律事務所にて、「ドイツ世話制度における医療行為と健康配慮」という共通のテーマで日独シンポジウムが開催された。

ドイツからの報告

◆フォルカー・リップ氏（ゲッティンゲン大学教授）の話

リップ氏は、2つの国際条約を引用して、国家は、障害者の健康を享受する権利や行為能力の遂行を支援する制度を整備する義務があるとされ、成年保護法を支援制度の1つに位置づけた。そして、医療処置は、患者の身体の不可侵性および自己決定権に対する侵害であり、それゆえ、医療行為は正当化事由を必要とするとして、①医療処置の Indikation、②規則どおりに説明を受けた患者の同意をあげた。

ナウク氏もまったく同じ指摘をしている。リップ氏は、Indikation とは、治療目的を達成するための手段である特定の医療処置についての主治医の専門的判断としているが、適切な訳語をつけるのが難しいようで、ある辞書は、「一定の病気に一定の医学的措置をとらなければならない事情および理由の全体」と解説している。医療過誤の判断基準になる疾病ごとの一般的医療水準に類似する概念ではないかと思われる。

また、リップ氏は、患者が行為能力および同意能力を欠いても自己決定権を失うことはないと報告した。そして、この権利を守るために患者代理人があり、これには患者が書面で選任する健康配慮の任意代理人と世話裁判所が選任する世話人があるとす。なお、世話人の事務が他の人の援助（任意代理人または患者の事前指示書）によってうまく処理される場合には、世話人は必要でない、

とされている。患者の事前指示書とは、患者が同意能力を欠く場合にどのような治療を希望し、どのような措置を拒否するかを内容とするものである。レアー氏は、患者の事前指示書と任意代理人が一層広まっている、と指摘している。

◆アネッテ・レアー氏（ハノーファー区裁判所裁判官）の話

18年間ハノーファー区裁判所で後見の裁判を担当しているレアー氏は、世話人選任の要件並びに手続を詳細に語った。興味を引くのは緊急事態に対処するための「仮の指示」の制度である。専門医の鑑定書、世話官庁の社会報告書および本人の審問も後回しにして、決定が世話人に口頭で告知され、病院にはファックスで送信されるようである。もっとも、決定書も速やかに送付されるようである。特に緊急を要する場合には数時間以内に決定が出されるとのことである。なお、この「仮の指示」は、6カ月間有効で、レアー氏の個人的推測では、「仮の指示」により選任された世話人のうちの3分の1が世話の必要がなくなり、3分の1が世話人の職務の範囲を拡大し、残る3分の1の患者が死亡しているそうである。

◆フリーデマン・ナウク氏（ゲッティンゲン大学緩和医療病院院長）の話

3人の講演者がそろって強調するのは、患者の意思（推定的意思を含む）の尊重である。レアー氏は、「大事なのは患者の自己決定権であって、世話人は、代行決定をするに際し、被世話人の客観的福祉ではなく、被世話人の人生に関する主観的考えに基礎を置くことができる」と言われる。ナウク氏も「同意能力を有しない患者の場合には、世話人ないし任意代理人の意思表示が重要である。世話人らは、患者の意思および希望に注意する義務を負っている。これがわからない場合には、世

話人らは、患者自身がしたであろう（推定的意思）と同じように決定をしなければならない。その際、世話人らは、遅滞なく可能であれば、親族その他患者が信頼している人を含めなければならない。患者の代理人がいない場合には、医者は、世話裁判所に知らせて、世話人の選任を提案しなければならない」と言われる。

◆「患者の意思の尊重」

ナウク氏は、専門の緩和医療および終末期の医療についても詳細に語った。専門職で構成されたチーム医療の重要性、医者と患者代理人との対話により医療行為の決定・同意がなされるべきことなどが語られている。同氏は、「緩和医療の核となるものは、苦痛および症状を和らげること並びに進行性の不治の患者の自律を尊重することである。有効な症状のコントロールをすること、および肉体的な問題のみならず心理的、社会的および宗教的な要求に関心を向けることにより、患者の生活の質が改善されるべきである。その結果、残りの生きている時間が最大限の自律と尊厳の中で体験される」と報告した。

講演を聴いていて、「原則には忠実に、手続は柔軟に」という発想があるように思われ、大変参考になった。

日本からの報告

◆「医療同意の実情」

五十嵐禎人氏（千葉大学）は、能力判定の構造に基づいた機能的な能力、キャパシティ、コンピタンスへのアプローチを紹介し、次に現行制度を見直して医的侵襲行為の分類、第三者機関の設置、合議体の設置等を通じて本人の医療同意を形成すべきとし、新たな立法の必要性を説明した。

◆「医療同意（同意・選択・拒否）」

名倉勇一郎氏（司法書士）は、主に公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが平成17年・21年・24年とその会員や医療従事者等に向けて行ったアンケート結果を示しながら、患者・家族・医師・コメディカルが一つの方向性をもって協働する構造が必要になってきていると述べた。

◆「親族後見人（親）の身上監護」

細川瑞子氏（全日本手をつなぐ育成会・社会福祉士）は、知的障害者をもつ親の立場から、成人した知的障害者のほとんどを家族、主に親がみている現状を当事者らは当然と受け止めている一方、その現状が障害者の自己決定権を否定してきたとの反省から、後見を通じて知的障害者の支援を社会化する必要性は国の最優先事項であると述べた。

◆「成年後見センターの身上監護」

齋藤修一氏（品川成年後見センター）は、品川成年後見センターの身上監護面での取組みを紹介した。コーディネーター・協力専門家・支援員などが連携・協力して活動する際、6つの留意点を掲げて本人の権利擁護を行っているとして述べた。

◆「司法書士後見人の身上監護」

高橋弘氏（司法書士）は、制度開始から13年を振り返り、この制度は本人の財産管理より、むしろ身上監護がその目的であるが、具体的な基準が存在せず、軽微な医療同意を進めるためにもドイツから学びたいと述べた。

◆「弁護士後見人の身上監護」

富永忠祐氏（弁護士）は、弁護士の使命や職務からは求められる身上監護事務に必ずしも対応していないとし、身上監護事務については、弁護士以外と事務分掌することを検討したいと述べた。

◆「日本の成年後見制度と身上監護」

池田恵利子氏（社会福祉士）は、アジアの中にあるわが国では身上監護を家族へ依存する傾向が強く、ドイツのような個人主義の貫徹には至っていないと比較して論じ、地方自治体も含めて後見制度の活用はまだ十分といえないと述べた。

◆「高齢者を見守るための地域連携について」

澁谷彰久氏（山梨県立大学）は、65歳以上の高齢者、約800万人が認知症等である現状から、早晚施設入所による対応ができなくなり、自宅療養へと移るための早期対応アセスメント、地域医療の確立等が必要となる予測を紹介しつつ、地域に市民後見人の育成が必須になることから、地域大学の市民後見人養成は責務だとして山梨県立大学での取組みを紹介した。（弁護士 佐藤 米生）

シンポジウム「東アジアの成年後見制度」傍聴記

2013年10月26日、学習院大学法学部の岡孝教授が中心となり、韓国・台湾・中国の民法学者が集い、成年後見に関するシンポジウムを行った。

◇韓国

学習院大学法学部客員研究員で、韓国仁荷大学大学院教授の朴仁煥氏が「韓国の新成年後見制度の施行と課題」として2012年7月1日に施行された韓国の新成年後見制度を紹介した。

韓国では、成年後見、限定後見、特定後見の3類型を採用している。「成年後見」では、成年後見人に包括的な代理権を付与できる点はわが国と同様だが、家庭法院の決定で代理権の範囲や権利制限を縮小することができる。次に「限定後見」は、わが国の保佐に類似する。

特徴的なのは、「特定後見」である。一時または特定の事務に関する本人保護が必要な場合に、1回のまたは一時的な保護の必要に応じて家庭法院がその者に必要な決定を行う。わが国の補助に極めて類似する。また、韓国では諸外国を参考に任意後見制度を採用した。

韓国では、法定後見の改正は、認知症高齢者対策ではなく、全国障害者父母連携などの意見で、保健福祉部障害者サービス課（発達障害主務課）が主管している。この背景の下で、国連の権利条約の理念をいち早く取り入れてきた。

特定後見の活用を含め、引き続き法改正の課題を認識すべきだとの考えを示した。

◇台湾

国立台湾大学法学部の黄詩淳教授から台湾の現状と課題の報告があった。

台湾では、2009年に民法改正により新しい成年後見制度が施行された。禁治産制度が十分に機能しなくなり、また知的障害者の団体の運動の成果もあって、法定後見を見直した。任意後見制度は立法化作業中とのことであった。

新しい成年後見制度は、法定後見と補助の2類

型である。身上監護（台湾民法1113条）の条文は未成年後見（同1097条1項）を準用しており、成年後見人は親権者と同様の後見業務を行う権利義務を負い、被後見人は制限行為能力者になるという。それに比べて、被補助人は制限行為能力者ではなく、民法が規定した特定の行為に限り補助人の同意を要するとする。

裁判所の宣告により後見開始等の決定を受けると、戸籍に記載されるが、戸籍の請求権者は利害関係人に限るなどの制限がある。しかし、一方、成年後見宣告をされた事件は、インターネットで検索（後見・補助宣告検索サイト）することができ、誰でも閲覧することができるという。

また、成年後見人には、家族などの自然人のほか、県や市政府が就任することも可能である。

裁判所が後見人を監督することとし、後見人には裁判所への報告義務があるが、報告命令を出すことはまれであるようだ。本人の不動産の購入や処分についてはその種類を問わず、裁判所の許可を要し、許可なくしてした処分は無効である。

台湾の成年後見は、家族主義から国家後見へと移行しつつある。また、障害者人権に関する国際的な動向に十分には沿っていないようである。

◇中国

松山大学法学部の銭偉栄教授の報告では、現在民法典草案第2版（梁第3草案）にて成年監護制度が織り込まれているとのことであった。保護対象を成年の精神・知的・身体障害者と、その対象者を拡大し、配偶者や父母など法定監護権者の順位を定めた内容となっている。これらは、裁判所の決定を経ず、法的に当然地位を与えられる。

自己決定の尊重の趣旨から、委任世話制度を導入し、委任による世話を日本でいう公正証書により締結し、判断能力の減退により人民法院が当該受任者を指定することができるとのことである。

（司法書士 長谷川秀夫）

「成年後見制度利用促進法（案）研究集会」傍聴記

平成25年10月30日(水)12時から、参議員議員会館B107号室で、「成年後見制度利用促進法（案）研究集会」が開催されたので概要を報告する。

まず、新井誠理事長が、わが国の成年後見制度の実情を報告した。成年後見制度を利用すべき人に比べて成年後見制度を実際に利用している人の割合の低さや、成年後見人の医療同意権が認められた韓国の新しい成年後見制度の例を示しながら、財産管理だけでなく身上監護もさらに重視すべき、と現在の日本の成年後見制度の課題を指摘した。そして、これらの課題解決に向けて成年後見制度の社会化を進めていくためには、「成年後見制度利用促進法」の成立が不可欠であることが訴えた。

◆国会議員の高い関心

続いて、成年後見制度利用促進法に賛同あるいは関心をもつ国会議員の挨拶が続いた。自由民主党・河村建夫衆議院議員からは、成年後見制度利用促進法の成立をめざし平成26年の通常国会で前進させたいという発言があり、また、公明党・大口善徳衆議院議員からは、法が成立した際に内閣府に設置されるであろう成年後見制度促進委員会に現場の意見を取り入れるために実務家の参加を求めるべきとの意見が述べられた。さらに、自由民主党・國場幸之助衆議院議員、公明党・石川博崇参議院議員、自由民主党・保岡興治衆議院議員、公明党・秋野公造参議院議員、自由民主党・桜田義孝衆議院議員、民主党・江田五月参議院議員、公明党・佐藤英道衆議院議員、自由民主党・柴山昌彦衆議院議員、民主党・階猛衆議院議員から法成立に向けての力強い激励の言葉が述べられた（以上、発言順）。

◆専門職団体からの訴え

また、成年後見制度に関係する各専門職団体が

らは、日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会の熊田均委員長、日本司法書士会連合会の齋木賢二会長、日本社会福祉士会成年後見委員会の星野美子委員長、日本税理士会連合会成年後見支援センターの信太貢副センター長、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの松井秀樹理事長により、現在の成年後見制度の課題とその課題解決の一手段となり得る「成年後見制度利用促進法」の重要性が訴えられた。その他に、公職選挙法11条の改正に影響した東京地裁選挙権訴訟にかかわった杉浦ひとみ弁護士の挨拶もあった。

◆成年後見制度利用促進法について

ここまで、当日用意された椅子が足りなくなるほどの各界からの関心の高さを示すために、発言者の名前の列挙で紙面を埋めたが、肝心の「成年後見制度利用促進法」については、日本成年後見法学会の大貫正男副理事長から、2010年の「成年後見制度に関する横浜宣言」以後、今回の研究集会に至るまでの動きについて説明がなされた。特に、大口議員を座長として公明党内に設けられた「成年後見制度促進プロジェクトチーム」で検討され、2012年に発表された「成年後見制度利用促進法案要綱骨子（案）」が資料として配布され、法の具体的なイメージを確認することができた。成年後見制度の重要性に鑑み、国等の責務を明示し、具体的に成年後見制度利用促進基本計画の策定や成年後見制度利用促進会議、成年後見制度利用促進委員会の設置等が提案されている。今後、国会等で法成立に向けて議論されていくと思われるが、同時に、日本成年後見法学会の積極的な関与も期待される。

（社会福祉士 小嶋 珠実）

● 私と成年後見 ●

社会福祉士の卵たちへ伝えたいこと 社会福祉士養成教育の現場から

◆社会福祉士養成における成年後見

私は社会福祉士を養成する大学で教員をしている。そして、何と国家試験対策の担当である。本稿を執筆している12月末現在は、1月末の試験に向けて本学学生も血眼になって勉強をしているはずだが、はたして結果は……。合格発表は3月中旬。合格率順に並べられた学校一覧で何番目に位置するのか、戦々恐々、気が休まらない。

2007年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、実践力強化の観点からカリキュラムが見直された。「権利擁護と成年後見制度」という科目が加わったのも、この改正の一環である。旧カリキュラムの「法学」は廃止され、憲法・行政法・民法の基礎が「権利擁護と成年後見制度」の一部として位置付けられた。

私はこの科目を担当している。憲法・行政法・民法の解説は法律の専門家が適当と考え、15コマのうち3コマを弁護士にお願いしている。これを受けて私が成年後見制度の解説をする。

◆教室での学生とのやりとり

「社会福祉士をめざす人がなぜこの科目を学ぶ必要があるのか、皆さんはわかりますか?」「一つは相談援助の専門職として、利用者が成年後見制度が必要な状況かどうか判断し、必要な人を確実に制度利用につなげていくこと、もう一つは後見の担い手になることが期待されているからです」。今学期は2年生から4年生までが履修している。2年生はポカンとした顔をしているが、さすがに実習も経験した4年生は真剣な眼差しで聞いている。大学で4年間かけて学ぶことの意義と、学生の成長の証を実感する瞬間である。

教員「法定後見の手続にはお金がかかります。第三者が後見人になると報酬も必要です」

学生「お金がない人はどうするんですか?」
教員「いい質問ですね。成年後見制度利用支援事業というのがあって(云々……)」

学生「取消権を行使しなかったことで問題になったケースはあるんですか?」
教員「う～ん、これもいい質問です。そもそも取消権というのはですね(云々……)。ちなみに、司法書士の団体である成年後見センター・リーガルサポートが、取消権行使に関するアンケートをしておられます」

◆学生への問いかけは自分への問いかけ

講義では、私自身のつたない後見活動を紹介しながら、学生に問いかける。「独居の認知症高齢者の後見人になりました。独居が難しい状況になったら、皆さんはどうしますか?」「被補助人が、旅行に行きたいから貯金をおろしたいと言います。皆さんはどうしますか?」。

学生に問いかける行為は、実は、私の後見活動は本当にあれでよかったのだろうかという、自分自身への問いかけにほかならない。グループホームに入居していただいたが、ご本人の意思を尊重したといえたのだろうか。ご本人の希望どおりに貯金をおろしたが、補助人の役割を果たしたといえたのだろうか、と。身上配慮義務を具現化し、ご本人の最善の利益を見出す行為の重さと困難さを伝えたいと思いながら。

今の教科書には「成年後見制度に関する横浜宣言」が載っている。近未来、私の後見人になってもらうかもしれない若い社会福祉士の卵たちに、社会福祉士である教員として何を伝えることが使命なのか、日々、自問自答しながら教壇に立っている。

(社会福祉士 西原 留美子)

判例研究**判例研究委員会**

成年後見人が成年被後見人の預貯金を横領したことにつき、後見監督人の責任が肯定され、家庭裁判所（国）の責任が否定された事例（大阪地裁堺支部平成25年3月14日判決・金判1417号22頁）

〔事案の概要〕

脳性小児麻痺により幼児期から重度の知的障害と運動障害を有するX（原告）が両親の全資産を相続した。親族の申立てにより、奈良家庭裁判所葛城支部は2003年6月、成年後見開始および親族2人を成年後見人に選任する旨の審判をした。その後、成年後見人らがXから多額の金銭を借りようとしたなど不審な点があったことから、2005年3月、弁護士Yが成年後見監督人に選任された。Xの財産状況調査は、第1回後見監督時の2003年12月に行われて以降、家庭裁判所からもYからも成年後見人に対して報告を求めたことはなかった。その間、成年後見人らによる約7400万円の横領が発覚した。そこで、Xは、Yに対しては、善管注意義務違反があったとして債務不履行に基づき、また、国に対しては、家庭裁判所による後見事務の監督に違法があったとして国家賠償法1条1項に基づき、連帯して約4400万円余の損害賠償を求める訴訟を提起した。大阪地方裁判所堺支部は、Yに対してのみ約4100万円の損害賠償を命じ、国に対する請求を棄却する判決をした。

〔判決要旨〕

Yは「被後見人のために、善良なる管理者の注意をもって、後見人の事務を監督するなどの職務を負担していた」ところ、「後見監督人に選任された後、一件記録の謄写をただけで、成年後見人らによる原告の財産管理の状況を把握せず、その間に〔成年後見人ら〕によって多額の金銭が横領されたものであるから、上記監督義務を怠ったものと認められる」。

国の責任については、裁判官の裁判行為につき国家賠償責任を厳しく限定した最高裁昭和57年3月12日判決に依拠しながら、後見事務の監督が違法であるというためには、「争訟の裁判を行う場合と同様に、家事審判官が違法若しくは不当な目的をもって権限を行使し、又は家事審判官の権限の行使の方法が甚だしく不当であるなど、家事審判官がその付与された趣旨に背いて権限を行使し、又は行使しなかったと認め得るような特別の事情があることを必要とする」ところ、「専門職の後見監督人を選任した事案に関しては、……後見監督人から、必要に応じた後見事務の報告等されることが期待でき、……家事審判官らが能動的に調査等の権限を行使しなかったことをもって、甚だしく不当であるということはできない」とした（控訴）。

〔解説〕

Yは選任後の約3年5カ月もの間、Xの財産状況の調査を一切しなかったことが善管注意義務違反に当たるとした判断は正当といえよう。しかし、成年後見人の選任・監督ないし成年後見監督人の選任・監督について、家庭裁判所（国）の責任を全て否定したことについては疑問が残るといわざるを得ない。まず、本判決がその根拠として引用する最高裁昭和57年3月12日判決は通常の裁判行為に関するものであり、同じ裁判官の行為であっても、行政作用に類似性をもつ後見事務の監督には適用がないものと解すべきであろう。次に、成年後見監督人が選任されているからといって、家庭裁判所の成年後見人や成年後見監督人に対する監督義務が免れるわけではない。本件で特に問題となるのは、成年後見人に不審な行動を認めながら、なぜ成年後見人を解任せず、代わりに成年後見監督人を選任したのか、また、成年後見監督人選任後、成年後見人からも後見監督人からも財産状況についての報告が全くなかったにもかかわらずこれを放置したことがなぜ違法ではないといえるのか、の2点である。残念ながら、本判決には納得のいく説明はない。

（流通経済大学教授 周 作彩）

■委員会報告■——制度改正研究委員会

2010年成年後見法世界会議における「成年後見制度に関する横浜宣言」の後、2014年1月には障害者権利条約が批准され、日本の成年後見制度も基本から見直さなければならない時期にきている。同条約12条のいう、障害者が生活のあらゆる分野で他の者と平等に法的能力をもつとの原則を前にするとき、一律に行為能力を奪う後見と保佐の類型は基本的な改正が必要である。制度改正研究委員会では、取消権と代理権の個別的付与に基づく制度を基本とすべきとの認識の下に検討を続けている。

また、意思決定支援の重要性を認めつつも、判断能力が喪失あるいは減退した人のための代理・代行制度もまた必要であることを承認し、その代理・代行制度を基本とする成年後見制度に意思決定支援の趣旨をどのように組み込むかとの観点が重要であると認識している。意思決定支援は、成年後見支援にとどまらず、判断能力に障害のある者を支援する関係者すべてが念頭に置くべき理念である。しかし、保佐・補助レベルの者であっても、法律行為の代理や複雑な行為の代行が必要な場合はあり、これを否定することは必要な支援を狭めることにもなる。

そして、成年後見制度は、基本的に法律行為に関する支援の制度とし、付随する事実行為も職務となることを確認したうえで、医療の同意その他身上監護に不可欠な行為に関する権限を成年後見人等に付与することが必要との見解が有力となっている。

なお、任意後見制度の発展のため任意後見受任者の質の確保や情報提供システムの検討も継続する。
(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

■委員会報告■——高次脳機能障害に関する研究委員会

当研究委員会の平成25年度の活動は、この3年間、4つの班に分かれて研究を行っている。なお、当委員会の活動の中心は、2010年度に提案した「高次脳機能障害者支援法（委員会試案）」の普及活動であると考えられる。次年度、日本脳外傷友の会等と連携して普及に努めたい。

- ① 「交通事故による高次脳機能障害者支援のための運用改善」班（班長・古笛恵子委員）は、運用改善に向けた研究については、一連の提言をまとめ、ひとまず休止している。今後は、上記支援法の普及活動にあわせて再始動したい。
- ② 「高次脳機能障害者を支援する親族後見人のための行動指針」班（班長・大輪典子委員）は、「高次脳機能障害者の親族後見人ガイドブック」を作成し、ホームページにて発表した。次年度は、日本脳外傷友の会と協働し、小冊子の発行をめざす。
- ③ 「高次脳機能障害者のための施設の在り方」班（班長・井上直樹委員）は、他施設への現地調査を行い、障害者の「親なき後問題」などの課題を軸に、当初は施設のあり方を提案しようと考えてきたが、施設機能に何を求めるかで議論が進められた結果、「住まいのあり方」班と名称を変えて、報告書がほぼ完成しつつある。
- ④ 「信託の利用の研究」班（班長・遠藤英嗣委員）では、親なき後問題など福祉信託の研究を行い、およその検討を行ったと考える。法改正の提言をするかどうか、次年度の課題としたい。

(高次脳機能障害に関する研究委員会委員長 長谷川秀夫)

■委員会報告■——判例研究委員会

現在、判例研究委員会のメンバーは17名である。今年度も、成年後見に関する裁判例の収集、裁判例の分析・検討を中心に活動を行った。

今年度で開催された研究会はつぎのとおりである。なお、事案については、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『後見六法〔2012年版〕』（民事法研究会）中の「裁判例編」を参照されたい。

① 第26回（平成25年6月29日）

①(報告者) 星野茂委員

〔報告裁判例〕 大阪地裁平成23年3月4日判決（判例時報2114号87頁）

②(報告者) 井上亜紀氏（佐賀大学准教授）

〔報告裁判例〕 東京地裁平成25年3月14日判決（判例時報2178号3頁）

② 第27回（平成25年10月19日）

①(報告者) 中村昌美委員

〔報告裁判例〕 さいたま地裁平成19年5月30日判決（判例地方自治301号37頁）

②(報告者) 西島良尚委員

〔報告裁判例〕 大阪地裁堺支部平成25年3月14日判決（金融・商事判例1417号22頁）

③ 第28回（平成26年3月15日）

①(報告者) 平山也寸志委員

〔報告裁判例〕 大阪地裁堺支部平成25年3月14日判決（金融・商事判例1417号22頁）

②(報告者) 中村昌美委員

〔報告裁判例〕 青森地裁平成16年10月22日判決（金融・商事判例1206号53頁）

今年度の研究成果はつぎのとおりである。清水恵介委員・実践成年後見45号（発行前の事由に基づく任意後見人解任の可否）、周作彩氏・実践成年後見46号（家庭裁判所の成年後見監督責任）、井上亜紀氏・じゃがれた—21号、成年後見法研究11号（予定）・実践成年後見47号（成年被後見人の選挙権確認訴訟）、西島良尚委員・成年後見法研究11号（予定）（成年後見人らが成年被後見人の預貯金を着服横領した場合における後見監督人と家庭裁判所の責任）

なお、清水恵介「認知症者の人身事故における親族の監督責任——名古屋地裁平成25年8月9日判決を踏まえて」実践成年後見49号は、認知症の高齢者が線路に立ち入って轢死し、そのために損害が生じたとして、鉄道会社が高齢者を介護していた遺族らに対して損害賠償を請求した事案について学理的に検討した論文である。本学会にとっても重要な裁判例であると思われたので、判例研究委員会の有志らで清水氏の報告をもとにこの裁判例を早急に検討した。本論文はこの検討会での議論を踏まえたものである。

（判例研究委員会委員長 村田 彰）

◆第11回学術大会へ向けて◆

今年の学術大会は、国士舘大学世田谷キャンパスにおいて、右記のと通りの要領で開催いたします。

第11回学術大会の統一テーマは「後見人の職務——監督体制も含めて」で、各分野からの報告、およびそれをもとにしたパネルディスカッションを行います。

テーマが大きいことから、2年にわたり同一テーマを取り上げます。今回は、その1年目として、実務的な観点から報告・ディスカッションを行います。



【日程】平成26年5月24日(土)10時～18時

【場所】国士舘大学世田谷キャンパス
梅ヶ丘校舎34号館 B301教室

【聴講料】 正会員
賛助会員（2名まで） } 無料
会友
一般 2000円

【開場】午前9時30分

【統一テーマ】後見人の職務——監督体制も含めて

【概要】[基調報告]

- ①古野晋一郎（親族後見人）
- ②大島 康生（市民後見人）
- ③寺町 東子（弁護士）
- ④多田 宏治（司法書士）
- ⑤星野 美子（社会福祉士）
- ⑥小西 洋（東京家庭裁判所判事）

【申込み】事務局 FAX 03-5798-7278

E-mail j_jaga@nifty.com

※懇親会（参加費5000円）参加の有無もご明記ください。

「障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会」について

第1回は「障害者権利条約と成年後見制度」をテーマに、川島聡氏（東京大学）、細川端子氏（社会福祉士）、柴田洋弥氏（東京都発達障害支援協会）の3名から報告がありました。

第2回は「支援付き意思決定と成年後見制度（仮）」をテーマに2014年4月19日（土）14時～、中央大学駿河台記念館にて開催予定です。報告者に、石渡和美氏（東洋英和女学院大学）、菅富美枝氏（法政大学）、Rudolf Streinz氏（ミュンヘン大学）をお迎えいたします。

法人設立のお知らせ

2013年10月、一般社団法人日本成年後見法学会（英文名：Japan Adult Guardianship Law Corporate Association）を設立しました。任意団体である当学会が法人の社員（構成員）となる方式を採用したため、従来からの学会運営に大きな変動が生じることはありません。法人を活用することにより、権利義務の帰属主体が明確となり、透明かつ強固な運営基盤の確立を図ることができるようになります。成年後見制度の利用促進に向けたより一層の活動が期待されます。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

（株）民事法研究会内

TEL 03-5798-7239（直） FAX 03-5798-7278

E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 障害者差別解消法、障害者の権利に関する条約。制度は次々と整えられる。その人の暮らしも整えられているだろうか。娘は今春養護学校高等部へ。進路が閉ざされることはないが選択も叶わない。（平岡 祐二）